姫路市立菅生小学校いじめ防止基本方針

姫路市立菅生小学校

1　学校の方針

本校は、「こころ豊かな　輝く菅生っ子の育成」を目標に掲げている。そこでは、全校の児童が安全で安心して学校生活を送れるよう児童相互の望ましい人間関係を構築し、自分を大切にし、相手を思いやる心を育み、自己肯定感や命を大切にする人権感覚を育むことを目指しており、目標実現のために日々教育活動に取り組んでいる。さらに、教職員と児童生徒がいじめを許さないという強い意志を共有して、人権感覚を涵養しながら明るい学校づくりと人間関係づくりに資するよう本校のいじめ防止基本方針を制定し、それに則って推進する。

特に教職員が共通理解を図り、組織的な指導体制を確立し、いじめの予防・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速な解決に向け、いじめを受けた児童に寄り添いながら、職員が一丸となっていじめの解決に向かうようにする。

2　基本的な考え方

本校区は姫路市北西部に位置し、小高い山々が連なる学校周辺には、四季折々の花が咲き、小鳥のさえずりが聞こえるなど、自然環境に大変恵まれている。児童は、のびのびと学校生活を送っており、明るく活動的で大変子どもらしい姿を見せている。

本校では、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうるということと、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるということを共通認識している。したがって、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

３　いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

①　いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。

②　いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③　いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④　いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。

⑤　暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。

⑥　いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。

⑦　いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者、あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

４　いじめが見えにくいのは

（１）いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所・形態を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。≪時間と場所≫

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態をして行われる。≪カモフラージュ≫

（２）いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童には、①親に心配をかけたくない②いじめられる自分はダメだ③訴えても大人は信用できない④訴えたらその仕返しが怖いなどといった心理が働く。

（３）ネット上のいじめは最も見えにくい

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

児童及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、いじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な児童及び保護者への啓発活動として、ネットトラブル対策講座等を行う。

また、情報モラル教育を推進し、児童みずからの力で、ネットルールづくりに取り組ませたい。

※子ども達のスマートフォンやタブレット等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において子ども達を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォンやタブレットを持たせる必要性について検討してください。

５　いじめ防止等の指導体制

（１）日常の指導体制

目指す学校像の一つに「子供たちが安全に安心して学べる学校」を掲げ、弱い

者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。いじめの防止等に関する措置を実効的なものとするため、管理職を含む複数の教職員により構成される日常の教育相談体制、生徒指導（生活指導）体制などの校内組織を別途定める。　　資料１　　日常の指導体制

また、教職員や大人が気づかないところで行われ、潜在化しやすいことを認識し教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃すことなく、早期に発見するためのチェックリストを別途定める。　　資料２　　チェックリスト

（２）　未然防止等の年間指導計画

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係形成能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な以下の４点についての取組を体系的・計画的に行う。また、学校評価に位置づけ、評価結果を踏まえＰＤＣＡによる改善に資すための年間指導計画を別途定める。

①　包括的な取組
②　未然防止の取組
③　早期発見の取組
④　学級その他の取組

資料３　　年間指導計画

（３）　組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別途定める。

資料４　　緊急時の組織的対応

６　重大事態への対応

（１）　重大事態とは

いじめにおける重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める。」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とし、いじめを受けた児童の側に立ち、個々の状況から被害の重大性を判断する。最悪な結果としていじめによる自殺に至るケースはもとより、人体への重大な傷害や暴行、継続的な精神的苦痛や精神的疾患を発症するケースなどが想定できる。

また、「いじめを理由に当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められる時」の相当の期間とは、不登校の定義を踏

まえ年間３０日間を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には適切に調査し、その結果に基づいて個別に判断することとする。
さらに、児童や保護者からいじめを理由として重大な事態に至っているという申し出があった時には、教育委員会、又は校長が判断し適切に対応する。

いじめは、学校や教職員の目の前の行き届かないところで起きることも多くあり、児童や保護者の情報は学校が知りえない極めて重要な情報になる。そのため、児童・保護者からいじめの申立てを受けた場合には、法第２３条第２項に基づき、いじめの事実の有無の確認を行う。
児童本人がいじめを申立てることは勇気を要するものであることを理解し、当該児童が話しやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾け、教職員が抱え込むのではなく、いじめ対応チームと共有し、組織的に適切な対応につなげる。

重大事態の判断は、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、教育委員会又は学校が判断する。
重大事態の調査主体を決める判断は、教育委員会が主体となるか、学校が主体となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、教育委員会が行う。

調査を行う目的
①事実関係を可能な限り明らかにし、②当該重大事態への対処（対象児童への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童や関係児童に対する指導及ぶ支援等）及び、③同種の事態の再発防止策（教育委員会及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とする。

学校では重大事態に備えて、平時から①全教職員が、法や基本方針、ガイドライン、生徒指導提要等を共通理解し、重大事態に対してどう対処すべきかを認識しておく。②いじめ対応チームが個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
重大事態の調査を行う際、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直す姿勢で取り組む。重大事態の調査と並行して、対象児童への心のケアや必要な支援、関係児童に対する指導及び支援等に取り組む。犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの場合、学校で指定している「学校・警察連絡員」を通じて、警察に相談・通報することも必要である。

（２）　重大事態への対応
校長がいじめを理由とした重大事態であると判断した場合は、直ちに姫路市教育委員会に報告する。そして、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対策委員会を招集し、専門的知識及び経験を有する関係機関等を加えた組織により調査し、事態の解決にあたる。また、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適時・適切な方法で経過報告をする。

なお、事案によっては、姫路市教育委員会が設置する重大事態の調査を行う組織に全面的に協力し、事案の解決に向けて対応する。

7　いじめ解消の要件

①被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも3か月止んでいる状態が相当の期間継続していること。

②被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8　その他の事項

普段から風通しの良い学校、開かれた学校を目指している本校としては、これまでも地域や保護者に向けての情報発信に努めてきた。この度のいじめ防止対策については、保護者はもとより地域と連携した取組を行うことで実効性がより高まると考えている。策定した「菅生小学校いじめ防止基本方針」を学校のＨＰや学校便りで公開し、学校評議員会、ＰＴＡ総会・役員会、学年・学級懇談会、個人懇談会、家庭訪問などあらゆる機会をとらえて情報発信に努め、広く協力を呼びかけていくようにする。

また、いじめ防止対策の精度をより向上させるために、学校の基本方針をはじめ、対策そのものについて常時点検し、見直しを図る。そして、菅野中校区で現在取り組んでいるライフスキル教育やキャリア教育、人権教育、道徳教育を一層推進し、年間計画に基づいて児童の自尊感情や自己肯定感、他者との人間関係形成力、人として相手を尊敬する心の醸成に最大限努力する。

学期ごとにいじめアンケートを実施することで早期発見に努める。アンケートをもとに担任が全員に聞き取りを行い、内容把握をしたうえで指導をする。指導済、解決済のようにアンケートにメモを残す。アンケートは生徒指導担当に提出した後、生活指導委員会において複数の目で確認を行う。

日常の指導体制　　資料１

管理職

・学校いじめ防止基本方針
・いじめは許さない姿勢
・風通しのよい職場環境
・保護者、地域との連携

いじめ防止対策委員会

構成メンバー
校長　教頭　生活指導担当　学年代表　養護教諭
児童支援担当　スクールカウンセラー
特別支援コーディネーター　ｽｸｰﾙソーシャルワーカー

・学校いじめ防止基本方針の見直し、点検
・年間指導計画の作成、実施、改善
・校内研修の企画、実施
・アンケートの結果、いじめに関する情報の整理分析
・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
・要配慮児童に対する支援方針の検討

緊急事案発生時

いじめ対応チーム

・いじめの認知
・事実調査
・解決に向けた取り組み

生活指導委員会

早期発見

１情報の収集
・日常的な観察と気づき　「チェックリスト」の活用
・　養護教諭、専科教諭からの情報
・　教師間の情報交換　・児童、保護者　地域の情報
・登下校指導　　・挨拶指導　　・校内巡視
・連絡帳　　・アンケートの実施と面談

２相談体制の確立
スクールカウンセラーの活用
教育相談の充実

３教職員間の情報の共有
報告・連絡・相談の徹底
要配慮児童の実態把握と共有
次年度への情報の引継

４相談しやすい環境づくり

５保護者・地域との連携・協力

未然防止

１いじめ根絶宣言
学校・学年・学級
２学習指導の充実
学習規律づくり
学級集団づくり
わかる授業づくり
言語活動の重視
３体験活動の充実
４特別活動の充実
異年齢交流
歓迎遠足
菅生っ子タイムなど
５ライフスキル教育の充実
６養護教諭との連携
スクールカウンセラーの活用
７道徳・人権教育の充実
８情報教育の充実
メディアリテラシー
ネットモラル・ＳＮＳ教室
児童によるネットルール作り
児童及び保護者への啓発
９保護者・地域との連携
学校いじめ防止基本方針の周知
オープンスクールの実施

チェックリスト　　資料２―１

１　いじめが起こりやすい集団になっていないか

□ 朝いつも誰かの机が曲がっている
□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
□ 隣の子の机との間に隙間があったり、班にすると机と机の間に隙間があったりする
□ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
□ グループ分けをすると特定の子どもが残る
□ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
□ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
□ 授業中、教職員に見えないようにメモや手紙を回している
□ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
□ 教室掃除で特定の子どもの机送りをしようとしない
□ ひそひそ内緒話をする

２　いじめられている子はいないか

●日常の行動・表情の様子
□ わざとらしくはしゃいでいる
□ おどおど、にやにや、にたにたしている
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
□ 下を向いて視線を合わせようとしない
□ 顔色が悪く、元気がない
□ 早退や一人で下校することが増える
□ 遅刻・欠席が多くなる
□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
□ ときどき涙ぐんでいる
□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
●昼食時の様子
□ 好きな物を他の子どもにあげる
□ 「嫌い」や「あげる」とも言っていないのに、「ちょうだい」と言われている
□ 他の子どもの机から机を少し離している
□ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
□ 食べ物にいたずらされる

●授業中・休み時間の様子
- □ 発言すると友だちから冷やかされる
- □ 一人でいることが多い
- □ 班編成の時に孤立しがちである
- □ 教室へいつも遅れて入ってくる
- □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- □ 教職員の近くにいたがる
- □ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- □ 休み時間にふざけ合っているように見えるが、一方的に何かをされている
- □ 休み時間にふざけ合っているように見えるが、表情が暗い

●清掃時の様子
- □ 一人で離れて掃除をしている
- □いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている

●その他
- □ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- □ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- □ 理由もなく成績が突然下がる
- □ 陸上練習を休むことが多くなり、やめると言い出す
- □ 服に靴の跡がついている
- □ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- □ 手や足にすり傷やあざがある
- □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- □ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

３　いじめている子はいないか

- □ 多くのストレスを抱えている
- □ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- □ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- □ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- □ 教職員によって態度を変える
- □ 教職員の指導を素直に受け取れない
- □ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- □ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- □ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- □ 事情を聞いた時、他者に「～やなあ」と言って「うん」と言わせ、話させない

年間指導計画　　資料３

	①包括的な取組	②未然防止の取組	③早期発見の取組	④学級その他の取組
4月	・いじめ対策委員会の立ち上げ ・基本方針の共通理解	・校長及び担当者から折にふれていじめ防止について話す。 ・「ライフスキル教育」 ・「ほめ言葉のシャワー」【全学年】	・教育相談 ・個人懇談会 ・連絡帳	・学級開き 担任から学級児童へ いじめ撲滅宣言
5月	・保護者、地域向け啓発及び発信	・異学年交流 （菅生っ子タイム開始） （歓迎遠足）	・教育相談 ・校内委員会 ・心のケアアンケート	
6月	**事案発生時** いじめ対応チーム 臨時職員会議	・学校評議員会・小中連絡会 ・児童理解研修	・教育相談 ・校内委員会	
7月		・地域行事への参加 （川遊び） ・カウンセリングマインド研修 ・推進校訪問	・教育相談 ・いじめアンケート ①→聞き取り ・個人懇談会	・夏季休業前生活指導 ・ネットルール作り
8月		・生活指導事例研修 ・ＰＴＡクリーン活動		
9月			・教育相談 ・校内委員会	・２学期生活指導
10月		・地域行事への参加 ・あいさつ運動	・教育相談 ・校内委員会	
11月		・地域行事への参加（芋掘り） ・児童アンケート	・教育相談 ・校内委員会	
12月		・ＰＴＡ廃品回収参加 ・地域行事への参加（餅つき） ・「ライフスキル教育」意思決定スキル 「止まって！考えて！決めよう！」 【６年生】	・教育相談 ・いじめアンケート ②→聞き取り ・個人懇談会	・人権作文 ・冬期休業前生活指導
1月		・「ライフスキル教育」目標決定スキル 「ストレスに強くなろう」【５年】	・教育相談 ・校内委員会	・３学期生活指導
2月		・学校評議員会 ・ライフスキル教育 ・ネットモラル・SNS 教室 ・依存症について 【５・６年生】	・教育相談 ・いじめアンケート ③→聞き取り	
3月	本年度のまとめ 次年度への取り組み	・小中連絡会・保幼小連絡会 ・「ライフスキル教育」目標決定スキル 【4 年生、国語】	・教育相談 ・校内委員会	・学年末休業前生活指導

緊急時の組織対応

資料４

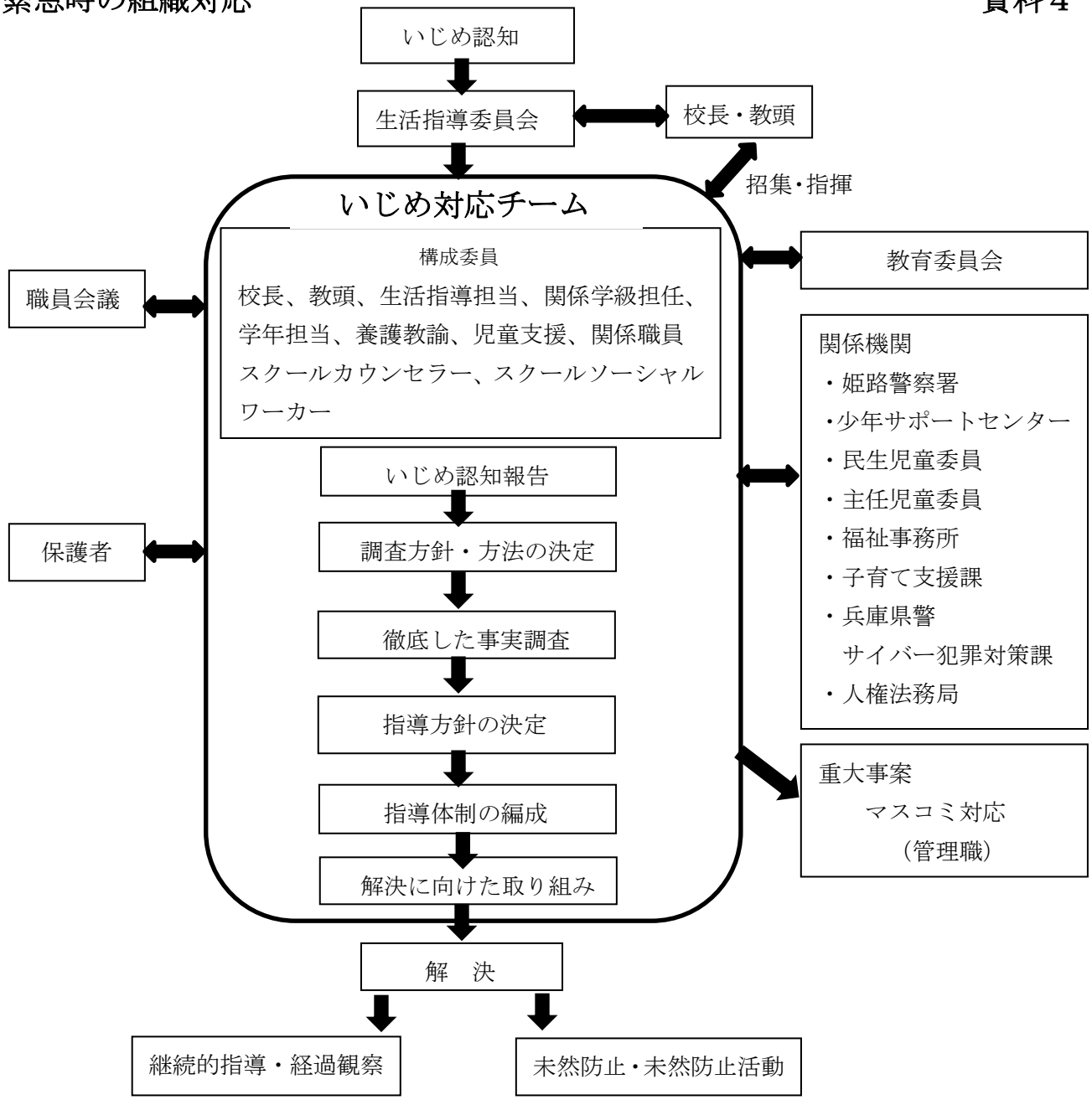

緊急時対応の基本姿勢

- ■ 最後までいじめを受けた側の児童・保護者に寄り添う立場を貫く。
- ■ 双方の保護者と十分に連絡を取り、話し合いを進める。
- ■ 傍観者もいじめの加担者であることを全校的に指導する。
- ■ いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こりうることを決して忘れない。
- ■ 報告・連絡・相談を徹底し、校長の指揮のもと、組織・チームとして解決していく。

別添１　いじめ防止対策推進法（概要）一　総則　　２０１３．９．２８施行

１　「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

２　いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二　いじめの防止基本方針等

１　国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

２　地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三　基本的施策・いじめの防止等に関する措置

１　学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。

２　学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

３　個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

４　懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四　重大事態への対処

１　学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、１の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。

３　地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による１の調

査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五　雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。